

1. 調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）（以下「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

2024年度の初期環境調査においては、10物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分 ^{注1, 2}		化管法指定区分 ^{注3}			調査媒体		
		改正前	改正後	2000年～	2008年～	2021年～	水質	底質	大気
[1]	アリルアルコール			第一種 22	第一種 28	第一種 28			○
[2]	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	第二種監視		第一種 23	第一種 29	第一種 29			○
[3]	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル				第一種 143	第一種 163	○		
[4]	ジフェニルエーテル（別名：フェノキシベンゼン）	第三種監視			第一種 204	第二種 55	○		
[5]	トリプチルアミン				第一種 292	第一種 335	○	○	
[6]	ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	第二種監視			第一種 359	第二種 97	○		
[7]	4-tert-ブチルフェノール	第二種監視			第一種 368	第二種 106	○		
[8]	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	第三種監視		第一種 282	第一種 372	第二種 109	○		
[9]	プロパナール（別名：プロピオンアルデヒド）								○
[10]	りん酸トリエステル類								
	[10-1] りん酸トリス(2-クロロ-1-メチルエチル)（別名：りん酸トリス(2-クロロイソプロピル)）						○		
	[10-2] りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)						○		○
	[10-3] りん酸トリス(2-ブトキシエチル)						○		
	[10-4] りん酸トリブチル	第二種監視		第一種 354	第一種 462	第一種 515	○	○	○

(注1) 「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）をいう。以下同じ。

(注2) 「化審法指定区分」における「改正前」とは2009年5月20日の法律改正（2011年4月1日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

(注3) 「化管法指定区分」における「2000年～」とは2000年6月7日の政令制定時の指定を、「2008年～」とは2008年11月21日の政令改正後の指定を、「2021年～」とは2021年10月20日の政令改正後の指定をそれぞれ意味する。なお、それぞれの欄における数字は第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質としての政令番号を意味する。